



傷害保険における外来性認定と疾病起因免責 適用の可否

—泥酔後の吐物誤嚥により窒息死した事案—

共栄火災海上保険株式会社 天野 泰隆

本保険法・判例研究会は、隔月に保険法に関する判例研究会を上智大学法学部で開催している。その研究会の成果を、本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法の解釈の発展に資することがその目的である。

したがって本判例評釈は、もっぱら学問的視点からの検討であり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会等の特定の団体や事業者の見解ではない。

上智大学法学部教授・弁護士 甘利 公人

東京高裁平成26年4月10日判決

保険金請求控訴、承継参加事件（平成24（ネ）第7655号・同25（ネ）第2859号）

一審 東京地裁平成24年11月5日判決

保険金請求事件（平成23（ワ）第9701号）

（一審、控訴審とも判時2237号109頁以降に掲載）

1. 本件の争点

テレビ番組制作のために中国ロケを行っていたスタッフの一員である亡Aが、有力者を含む現地の中国人関係者との宴会の席でアルコール度数50度を越える「白酒」を10杯ほど飲んだ後、泥酔状態になり、ホテルに連れ帰られベッドに寝かされたが、翌朝心肺停止状態で発見され、救急医による蘇生措置が取られたものの死亡が確認された。亡Aの死因について、現地の医師の作成した死亡医学証明書では「飲酒後吐瀉物により食べ物の逆流にて窒息？」と記載されていた。

後述する保険契約①の死亡保険金受取人（亡Aの法定相続人である両親）X1、X2、同②契約の保険契約者兼死亡保険金受取人X3会社、同③契約の保険契約者兼死亡保険金受取人X4会社（X1～X4会社はいずれも一審原告、被控訴人、またX1～X4会社を「X等」という。）が、亡Aを被保険者とする海外旅行保険等の複数の傷害保険契約にかかわる死亡保険金（海外旅行保険においては傷害死亡保険金）を請求したところ、保険会社Y1（一審被告、控訴人）、同じくY2（一審被告、一審判決後訴訟から脱退）がそれぞれ当該契約の保険事故の要件を欠いているとして保険金支払を拒んだことから、X等が保険金の支払を求めて提訴した。

一審判決は、高濃度のアルコールの大量摂取によって急性アルコール中毒に陥り、意識低下ないし気道反射の低下から吐瀉物を誤嚥したことを一連一体

のものとして、これら一連の事象を保険事故として捉え、高濃度のアルコールの大量摂取という身体の外部からの作用があるから外来性を満たすとして請求を認めた。Y1、Y3（Y3は後述①②契約の一切の権利義務を引き継いだ保険会社で、Y2訴訟承継参加人である。以下Y1、Y3を「Y等」という。）がこれを不服として、請求棄却を求めて控訴したのが本件事件である。

本件での争点は、①亡Aの死亡が急激かつ偶然な外来の事故によるものか、②亡Aの死亡が就業中の事故によるものか（該当保険契約の一部が就業中の事故によって身体に被った傷害に対して支払うとされている）、③疾病免責の抗弁、④心神喪失免責の抗弁と4点にわたるが、本論考では、最も重要な争点と考えられる①③について検討することとする。

2. 事実の概要

(1) 亡Aを被保険者とする各傷害保険契約の内容

下記の3契約があり、各契約とも急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害に対して保険金を支払うと定め、疾病によって生じた傷害に対しては保険金を支払わないものと定めている¹⁾。

① 保険契約者をX3会社（放送番組の企画、制作等を目的とする株式会社）、保険者をY1とする海外旅行保険。

傷害死亡の保険金額・1億円、疾病死亡の保険金額・3000万円、死亡保険金受取人の指定がないため、約款規定により法定相続人X1、X2が死亡保険金受取人となる。

なお、本契約の普通保険約款第2条の用語の定義では、「傷害」を「急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害」とし、「疾病」を「前号の傷害以外の身体の傷害をいう」としている^{2) 3)}。

② 保険契約者をX3会社、保険者をY1とするグ

ループ傷害保険（就業中の事故によって被った身体傷害に対して支払う）。

死亡保険金額・2000万円、死亡保険金受取人はX3会社。

- ③ 保険契約者をX4会社（放送番組の企画、制作等を目的とする株式会社、亡AはX4会社に勤務）、保険者をY2とする普通傷害保険。

死亡保険金額・1000万円、死亡保険金受取人はX4会社。

(2) 亡Aの死亡に至る経過

- ① NHKが「日本海軍400時間の証言」と題する番組を制作するため、ディレクターのB、カメラマンのC、音声・照明担当の亡Aの3名が、日中戦争時に旧日本軍が中国広東省珠海市三竈島に飛行場を建設したことの確認や、同飛行場を基礎として造られた現在の飛行場の様子の撮影、当時の様子を知る三竈島の人々へのインタビュー等を行うため、本件中国出張に赴いた。
- ② 平成21年4月8日、本件取材が一段落したことから3名の日本側スタッフと中国側スタッフとの間で宴席が設けられることとなった。第1会合は、午後7時頃から開催され、同会合では、運転手1名を除く6名で大瓶5、6本のビールを飲む程度で終わった。
- ③ 第1会合は午後8時頃に終了し、中国側スタッフから、「もう一軒行きましょうか。返礼がしたい。そこでは私の町（三竈島を指す。）の有力者も飲んでる。みんな君たちが取材をしているのを知っている。今後の取材が円滑に進められるように是非紹介したい。」などと話があり、日本側スタッフが一人でも欠けることは非礼に当たると考えて、NHKに所属するBとCだけではなく、これに所属しない亡Aも同席させることとし、亡Aもこれに従った。亡AはNHKの孫請け会社のスタッフという立場であったため、Bの決定に対し事実上選択の余地はなかった。
- ④ 亡Aを含む日本側スタッフは、中国人に多数回乾杯を求められ、その度にアルコール度数が50度を超えるような白酒を、水などで割ることもなく、一気に飲み干した。亡Aらは、途中からは乾杯をするふりをしながらほとんどを床にこぼすなどしていたものの、結局、合計で各自10杯程度の白酒を飲んだ。本件宴席は、午後10時頃、亡Aが酔い

つぶれたことから終了した。

- ⑤ 日本側スタッフ3名は、午後10時半から午後11時頃、宿泊先のホテルへと戻ったが、その時点で亡Aは泥酔しており、自力で歩行することができなかったため、Bと中国人スタッフが亡Aを部屋まで連れて行き、トイレで2回ほど吐かせた後、ベッドに寝かせたところ、亡Aは、いびきをかいて寝ていた。
- ⑥ Bは、翌朝午前8時頃、亡Aが心肺停止状態になっているのを発見し、心臓マッサージを試みるとともに、通報によって駆けつけた救急医も蘇生措置を行ったが、同日午前9時頃、亡Aの死亡が確認された。亡Aの検死に当たった中国の医師は、亡Aの死亡日時について「2009年（平成21年）4月9日午前2時頃」、死亡原因について「飲酒後嘔吐物により食べ物の逆流にて窒息？」と記載をした平成21年4月11日付け居民死亡医学証明書を作成し発行した。

(3) 一審におけるY等の主張と一審判決

Y等は「本件事故は急性アルコール中毒に起因するものであり、急性アルコール中毒は外部からの作用ではない。また吐瀉物自体が外部からの作用ではない。したがって、亡Aの死亡は外来の事故によるものではない。亡Aが急性アルコール中毒の症状に陥ってから呼吸麻痺ないし気道反射の低下に陥るまでの間には一定の時間的間隔が存在すると考えられるから、亡Aの死亡は急激な事故によって生じたものではない。亡Aは自らアルコール度数の高い酒を何度も飲んだ以上、アルコールによる身体異常が生じることについては十分に予見していたといえるから、亡Aの死亡は偶然の事故によるものではない。」と主張した。

一審判決は、判断の前提として、亡Aが高濃度のアルコール大量摂取の影響で嘔吐し、同じく高濃度のアルコール大量摂取によって急性アルコール中毒に陥り、意識低下ないし気道反射低下が生じていたことが原因とし、これらの事態を全体として一つの事故と評価した。その上で、外来性について、本件事故は、亡Aの高濃度のアルコールを大量に摂取するという身体の外部からの作用によって生じたものといえるから、本件事故は外来性の要件を満たすとした。また、本件事故は亡Aの故意によって招致されたものではないと認められ、窒息状態に陥れば、

そこから窒息死に至るまでの時間的間隔は短時間であったと推認されることから、偶然性、急激性についても認められるとし、「本件事故は、外来性の要件、偶然性の要件及び急激性の要件をいずれも満たす。そして、嘔吐中枢が刺激されたために亡Aが嘔吐したところ、急性アルコール中毒に陥り意識低下ないし気道反射の低下が生じていたため、吐瀉物を誤嚥してしまったという本件事故から亡Aの窒息という傷害結果が生じたことが認められる。」として、X等の請求を認容した。

(4) 控訴審におけるY等の主張

Y等は、亡Aが自らの判断で飲酒行為を中断し、回避する機会と手段は十分にあった、急性アルコール中毒に陥る危険性について、客観的に認識していたと推認すべきである、亡Aの死因は、吐瀉物を誤嚥して気道閉塞が生じ窒息したことではなく、急性アルコール中毒による呼吸麻痺によるものである等と主張して、急激性、偶然性、外来性を否定した。さらに、亡Aの死因が吐瀉物の誤嚥による窒息であるか、呼吸麻痺等であるかにかかわらず、どちらも急性アルコール中毒という疾病によって生じたものであり、疾病免責が適用されるべきものである（疾病免責の抗弁）と主張し、また、心神喪失によって生じた傷害を免責とする約款条項にも該当する（心神喪失免責の抗弁）などと主張した。

3. 判旨 控訴棄却（請求認容）

【事故の急激性、偶然性、外来性について】「……亡Aは、吐瀉物を誤嚥し（吐瀉物が気管に入り）、気道閉塞の結果、窒息死したものと認めるのが相当であり、……亡Aは、吐瀉物の誤嚥という外来の事故によって死亡したものと認めるのが相当である。……この誤嚥が突発的に発生したもので、窒息という傷害の結果が発生するまでに時間的間隔がなかったことや、そのことにつき被保険者である亡Aの故意によるものではないことは、上記認定の一連の経過に照らし、明らかというべきである。したがって、亡Aは、急激かつ偶然な事故により死亡したものと認められる。……」

【疾病免責の抗弁について】「……ここで、疾病とは、海外旅行保険約款において、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害以外の身体の傷害をいうものと定められており、他の本件グループ傷害

保険契約及び本件普通傷害保険契約には、これに応じた定義が定められてはいないものの、契約の性質に共通する面があるため、本件海外旅行保険契約におけるものと同義のものと認めることができるのであって、単に「病気」というよりも広い概念であると解すべきである。……亡Aの急性アルコール中毒が、疾病、すなわち急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害以外の身体の傷害といえるかについて、検討する。……まず、飲酒、すなわち本件宴席における高濃度のアルコールの摂取は、被保険者の身体の外部からの作用であるから、急性アルコール中毒についても、外来の事故によって生じた傷害であると認めることができる。……亡Aは、約1時間30分の間に高濃度のアルコールを摂取し、本件宴席が終了する頃には急性アルコール中毒の状態に陥っていたものと認めることができる。……同人が急性アルコール中毒又はこれに類似する状態になることを意図して上記のアルコール摂取を継続したとまでは認められないというべきである。したがって、亡Aの急性アルコール中毒は、急激かつ偶然な事故によって生じた傷害であると認めるのが相当である。」

【急激性、偶然性の要件にかかわる予見可能性、回避可能性について】「……亡Aにおいて、急性アルコール中毒又はこれに類似する状態に陥ることまで予見しながら飲酒を重ねていたものと認めることはできない。そして、中国の地方における宴会の習慣等や本件宴席に出席していた中国側関係者の人数等をも併せ考慮するならば、亡Aが急性アルコール中毒又はこれに類似する状態に陥ることを回避しようと努めたにもかかわらず、……その酒量抑制の努力が奏功することなく、急性アルコール中毒又はこれに類する症状を呈してしまったものと推認することができる。したがって、予見可能性や回避可能性の観点から考察しても、亡Aについて、上記の認定を妨げる事情はないものというべきである。……そうすると、亡Aの急性アルコール中毒は、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害といえることができるから、疾病に該当せず、争点三〔疾病免責の抗弁〕に関する控訴人らの主張は理由がない。」

4. 評釈

(1) 傷害保険の外来性要件をめぐる近時の最高裁判決と疾病起因免責の位置づけ

傷害保険の支払3要件のうち「外来の事故」、つまり外来性とは「傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいう。身体の疾患等内部的原因に基づくものを除外するための概念である。」「傷害を疾病から区別する概念である。」「身体に生じた事故が身体の内部に原因があるのではなく、外部からの作用に原因があることを要件とするもので、疾病による身体の事故を傷害から除外することに要件としての意味がある。」などと解されている⁹⁾。

この外来性の認定については、疾病を原因とすると考えられる風呂溺死等の事件（いわゆる「疾病先行型」の傷害の事件）で争われ、外来性と疾病との関係、外来性の主張立証責任が問題とされてきた。下級審判例や学説の多くは、外来性を非疾病起因と理解し、疾病が事故の原因である以上、外来性は存在しないという立場であった。この立場では傷害保険約款の規定する、疾病に起因して生じた傷害に対しては保険金を支払わないとする条項（以下「疾病起因免責条項」という。）は単に確認的注意規定に過ぎず⁹⁾、疾病によって溺死事故等が生じたのであれば、その事故には外来性がなく保険事故として成立せず、保険金支払事由自体が存在しないことになる。したがって、この立場では、保険金を請求する側に、事故が疾病に起因しないことの主張立証責任があるものとされる（請求原因説）。なお、これとは反対に、外来性は請求者側に主張立証責任があり、保険会社が支払を免れるためには疾病起因免責を主張立証すべき（抗弁説）との主張もされていた⁹⁾。

こうした中で、最判平成19年7月6日判決（民集61巻5号1955頁、傷害保険と同内容の共済に加入する者の餅誤嚥事故）は、「外来の事故とは、その文言上、被共済者の身体の外部からの作用による事故をいうものであると解され」とし、「請求者は、外部からの作用による事故と被共済者の傷害との間に相当因果関係があることを主張立証すれば足り、被共済者の傷害が被共済者の疾病を原因として生じたものではないことまで主張立証すべき責任を負うものではない」と判示した。これは、疾病によって生じた傷害であることは、保険者が主張立証すべきであることを意味するもの（抗弁説）と解される⁷⁾。

また、最判平成19年10月19日判決（判時1990号144頁、人身傷害保険、労作性狭心症の持病を持つ被保険者が自動車を運転中溜池に転落し溺死したとされる事故）では、「本特約にいう『外来の事故』とはそ

の文言上、被保険者の身体の外部からの作用による事故をいうと解されるので、被保険者の疾病によって生じた運行事故もこれに該当するというべきである」とし、人身傷害保険の約款に疾病起因免責条項がないことから保険金は支払われるべきとされた⁸⁾。

上記の二つの最高裁判例で最高裁の立場が抗弁説とされ、また、外来性と疾病起因とは併存がありうるとされたため、疾病起因免責条項は、確認的注意規定ではなく、疾病によって事故（傷害）が生じたことを保険者が主張立証し支払責任を免れるための創設的条項（免責とする根拠規定）の位置づけとされたのである⁹⁾。前掲最判平成19年7月6日判決の調査官解説では「疾病が間接的な原因になっていることが疑われる類型では、外来性要件ではなく疾病免責条項が主戦場になる。」とまで言及されている¹⁰⁾。

さらに、最判平成25年4月16日判決（判時2218号120頁、傷害保険、うたた寝後の吐物誤嚥により窒息死した事故）では、吐物誤嚥事故も外来な事故とされた¹¹⁾ ¹²⁾ ¹³⁾ ¹⁴⁾。筆者のような損害保険の支払査定実務に携わる者としては、吐物誤嚥事故にかかわる対応にあたっては、もはや外来性（支払要件充足性）の問題ではなく、疾病起因か否か（免責事由該当性）という観点での対応が求められているわけである。

以上のような背景を踏まえて、本高裁判決（以下「本判決」という。）について検討する。

(2) 本判決について—その1、判断の枠組み—

本件の一審では高濃度のアルコール大量摂取、これによる嘔吐中枢刺激による嘔吐、急性アルコール中毒による意識低下、気道反射低下による誤嚥、窒息という一連の流れを一体ととらえ、アルコール摂取に外来性ありと判断された。しかし、一審判決後に出された前掲最判平成25年4月16日判決で、吐物誤嚥自体を事故と捉え、「吐物誤嚥も外来」との判断があったため、本判決は一審のような一連の事象を事故と捉えるという判断の枠組みが構築できなかった。一方、一審と同じく「急性アルコール中毒に身体の外部からの作用が認められるか」という観点で判断しようとしているため、吐物誤嚥自体の外来性を認めようとして、吐物誤嚥の原因となった急性アルコール中毒にも外来性（合わせて急激性、偶然性）を認め、急性アルコール中毒を「疾病」とは認めず、したがって疾病起因免責を認めず、結果として一審

判決と同じ結論となったものと考えられる。これは、吐物誤嚥事故の原因（身体に被った傷害の原因、いわゆる間接原因）に外来性（すなわち非疾病起因性）を求める考え方になり、抗弁説の立場からそれではないのではなかろうか。

つまり、本判決の判断の枠組みで言えば、急性アルコール中毒が吐物誤嚥の原因となったことについて、保険会社が「事故原因となった急性アルコール中毒には外来性がないから、これは疾病によって生じた傷害であり、疾病起因免責が適用される」ことを主張立証し、請求者側は「事故原因となった急性アルコール中毒には外来性があるから、これは疾病とはいえず、疾病起因免責は適用されない」ということを主張立証することになる。結局、請求者側に「吐物誤嚥事故の原因の外来性」つまり「吐物誤嚥事故が疾病に起因しないこと」の立証を求めることになり、実質的に請求原因説に立ち返った判断の枠組みと考えざるをえないのである。この点、本判決の判断の枠組みは疑問である。

(3) 本判決について—その2、判断内容について—

① 海外旅行保険普通保険約款（以下「海旅普約」と略す。）第1条用語の定義に定める「疾病」と、これに付帯される傷害死亡保険金支払特約（以下「海旅傷害死亡特約」と略す。）の疾病起因免責条項にいう「疾病」との関係

本判決では、控訴人の疾病起因免責の抗弁に対し、海旅普約に定める「疾病」の定義すなわち「急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った身体の傷害以外の傷害」をそのまま、海旅傷害死亡特約の疾病起因免責条項にいう「疾病」として当てはめ「単に『病気』というよりも広い概念であると解すべき」としている。これはあまりにも機械的な適用の仕方ではなかろうか。

傷害保険普通保険約款（以下「傷害普約」と略す。）には「疾病」を定義する条項はないが、海旅普約には定義がある。海旅普約以外にも、所得補償保険や医療保険（1年契約用）等にも同様の定義付けがあるが、これは、これらの保険がひとつの契約（普通保険約款および特約）で傷害事故と疾病事故を合わせて補償する商品であり、保険責任期間中に発生する被保険者の身体の障害について「傷害」または「疾病」のいずれかで隙間のない補償を行うため、まず「傷害」を定義付け、「疾

病」を「傷害以外の身体の傷害（障害）」と定義付けしたものと解されるのである¹⁹⁾。

この定義付けを機械的に単純に海旅傷害死亡特約の疾病起因免責条項に当てはめると、例えば急激性、外来性を充足するものの偶然性については十分立証されていないような事故による負傷（ビル屋上からの転落で偶然性に疑義がある場合等）も疾病起因免責条項にいう「疾病」となってしまう。そもそも、急激性、偶然性、外来性のうち、疾病を除外する概念は急激性、外来性であって、被保険者の主観的な問題である偶然性まで疾病起因免責にいう「疾病」の問題とすること自体が妙な話となる。

また、脳血管障害等に至らない程度の高血圧、加齢による身体の衰弱、虚弱体質、一時的なめまい・たちくらみ等も一律に疾病起因免責条項にいう「疾病」とされることになる。これは約款の趣旨を超えて免責事由の解釈を広げることとなり、請求者側の利益を害することになるのではなかろうか²⁰⁾。逆に、過去に交通事故による頭部外傷を負い、その結果症候性てんかん（脳に基礎疾患のあるてんかん）を後遺障害として残していた被保険者が、ある日てんかん発作を起こして転倒し、重い脳挫傷を負った場合、一般的な考え方でいえば「てんかん発作による意識喪失のために転倒した。疾病によって生じた傷害であり免責」という判断になろう。しかし、基礎疾患であるてんかんが、交通事故という「急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害」であればこれは「疾病」にならないことになってしまうのではないか。

もともと、海旅傷害死亡特約の疾病起因免責条項（傷害普約の疾病起因免責条項も同じ）にいう「疾病」には定義がないが、この免責条項の趣旨が外来性の要件の意味するところと同じく「疾病による身体の事故を傷害から除外する」ための条項であるとするれば、例えば「事故前から存在し、事故発生の主要な原因となった被保険者の内部的な身体の異常・不調・変調」というような意味ととらえるべきではないだろうか。

また、判決では「契約の性質に共通する面があるため」という理由で、海旅普約の定める「疾病」と傷害普約の疾病起因免責条項にいう「疾病」も同義のものと認めることができるとしているが、なぜ海旅普約の「疾病」の定義が、他契約である

傷害普約（および本件のグループ傷害保険普通保険約款、以下同じ）の疾病起因免責条項にも適用されるのか、「契約の性質に共通する面があるため」とは具体的にどのようなことをいっているのか、この点は明らかでなく理解しかねるものである。

以上についてまとめると、海旅普約で定義する「傷害」「疾病」は保険責任期間中に生じる被保険者の身体の障害について、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害であれば、約款・特約の「傷害」の条項を適用し、「傷害以外の身体の障害」であれば、約款・特約の「傷害」の条項を適用せず、「疾病」にかかわる条項を適用するという意味と解される。一方、海旅傷害死亡特約や傷害普約の疾病起因免責条項は、傷害保険の外来性の基本に立ち返り、「身体の内部的な要因による身体の障害」を傷害事故から除外する趣旨であり、仮に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害であっても、事故以前から存在した内因性の身体の異常・不調・変調が、事故・傷害発生の主要な原因となった場合は、保険会社を免責するものと解すべきである。

このように、海旅普約の定義する「疾病」と、傷害普約や海旅傷害死亡特約の疾病起因免責条項にいう「疾病」とは本来的な意味が異なるものと考えるのが妥当ではないか。

なお、疾病起因免責条項の他、傷害普約（海旅傷害死亡特約も同じ）に定めるいわゆる限定支払条項（既存の身体障害・疾病が傷害の重大化に影響を与えた場合の規定）においても「疾病」の用語が使用されており、これについても、海旅普約に定める「疾病」の定義を機械的に単純に当てはめると疾病起因免責条項の場合と同様の問題が生じる。

- ② 亡Aの急性アルコール中毒を、急激かつ偶然な外来の事故によって生じた傷害と認めたことの位置づけ

本判決は、疾病起因免責の抗弁に対する判旨末尾で「したがって、亡Aの急性アルコール中毒は、急激かつ偶然な外来の事故によって生じた傷害であると認めるのが相当である」としている。これは、亡Aの嘔吐、誤嚥の原因が疾病起因免責条項にいう「疾病」に当たらないと言わんがためのものであるがこれにも問題がある。

この論理で言うと、まず、高濃度のアルコールの大量摂取を原因として急性アルコール中毒という急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害が発生し、次に、この急性アルコール中毒を原因として、吐物誤嚥事故という急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害（亡Aの窒息死）が発生したということになる。言わば「傷害によって生じた傷害」に対して保険金を支払うというような論法になってしまうわけである。

本件の急性アルコール中毒を急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害と捉えるのであれば、検討すべきは、亡Aの死亡を急性アルコール中毒の直接の結果（傷害と死亡との間に相当因果関係あり）と考えるか否かという点ではなからうか¹⁷⁾。

さらに、本件の急性アルコール中毒を急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害と捉えらるとなると、X等が主張し本判決が事実認定として否認している「急性アルコール中毒による呼吸麻痺、心拍停止」も、仮にその事実が認定された場合は、急性アルコール中毒という傷害による死亡ということになるのではないか。このあたりも稜然としないところである。

要は、この種の案件に関する認定にあたっては、間接原因、直接原因、事故、傷害、その結果の死亡といった一連の事象について一義的に認定することにより適切な結論に至るものであり、安易に「二つの事故」を認定することが理論上の矛盾を生む原因ではないのかと考えるものである。

- ③ 亡Aの急性アルコール中毒を、急激かつ偶然な外来の事故によって生じた傷害と認めたことの認定内容
ア. 急激性

「2次会合」の開催は約1時間半で、その間に亡Aが泥酔になったという時間的な面を見れば「急激」と言えなくもないが、急性アルコール中毒に至る経過は、被保険者が乾杯をするという行為の繰り返しで徐々に進行したものであり、急迫性、切迫性は認め難い。

また、中国取材という業務との関係で乾杯の継続が不可避という主張もあるが、これは業務遂行上の理由、社会的な人間関係の面において避けることができないというものであって、傷害保険が想定するような事故の急迫性、切迫性、回避不能

という状態が認められるわけではなく、反復・継続・緩慢等による身体障害には急激性は認められないという一般的な理解からも、本件急性アルコール中毒について急激性は認められないとするのが妥当ではないか。

なお、業務上の必要性、不可避性は労働災害補償における業務起因性の判断にあたって考慮されるべき事情であって、傷害保険の急激性の判断にあたって考慮されるべき事情ではないものと思う¹⁸⁾。

イ. 偶然性

急性アルコール中毒に至ることまでは予想していないとしても、本判決では「そのような行為をそのまま実行すれば深く酌量するであろうことも予見していたと考えられる」とあり、予見可能、回避可能、任意での乾杯行為、という点で偶然性は認められないとするのが妥当ではないか。

(4) 疾病起因免責の適用について

評釈の冒頭で述べたが、いわゆる「疾病先行型」と考えられるような事案については、疾病起因免責の適用可否の観点での対応がますます重要になるわけであるが、上記のとおり、本判決では疾病起因免責について妥当な判断がされたのか疑問である。そもそも、嘔吐は身体の不調から起こるものであり、吐物誤嚥は意識の低下および気道反射の低下から生じるという一般的な理解のうえで、本件吐物誤嚥の原因は高濃度のアルコールの大量摂取による嘔吐中枢の刺激と、急性アルコール中毒による意識低下および気道反射の低下であり、これは吐物誤嚥という事故の前から存在し事故発生の主たる原因となった内因性の身体の不調であるから、疾病によって生じた傷害と認めることができ、疾病起因免責条項により保険会社は免責されるものと考えられる。

ところで、疾病起因免責に関する判例は少なく、学説としての検討も進んでいないと言われている¹⁹⁾。また、これまで疾病起因免責の適用に関する訴訟では既存疾病と事故・傷害の発生との因果関係について争われており²⁰⁾、既存の身体の障害が疾病起因免責条項にいう「疾病」に当たるのか否かということが問題になった事案は知られていない。

しかしこれは、かつて外来性については請求原因説が主流であり、疾病起因免責条項は確認的注意規定とされ、それ自体は意味を持たないという考え方

があったことに由来するものと思う。その点では、疾病起因免責の適用についてはさらなる検討および判例の蓄積が必要であろう。なお、疾病起因免責条項にいう「疾病」の範囲に関する検討も少なからず行われており、「疾病とは言えないような体質等の身体的事情をも被保険者に特有の事情として捨象してしまうというのでは相当因果関係の判断基準としては厳しすぎ、保険の目的にも反する結果となるので相当とは言えない」というような論考もある²¹⁾。

また、「疾病によって生じた傷害」を具体的にイメージしながら検討するうえで示唆に飛んだ論考があり²²⁾、この中では、「事故の原因となりうる身体機能の障害には次のものが挙げられる。」として①意識障害、②精神機能障害、③運動機能障害を掲げている。こうした先行研究の成果を踏まえ、傷害と疾病を区別するという傷害保険の趣旨と、他方では、保険消費者保護の観点で、単なる疾病の素因や体質などは疾病起因免責の適用範囲に入れられないことなども考慮した、バランスのとれた疾病起因免責の適用についての検討が求められるものと思う。

(5) まとめ

本判決については、判断の枠組み、判断内容に疑問が多く、結論についても反対である。

本件は、吐物誤嚥を事故と認定することができ、その結果の窒息・死亡を身体に被った傷害と捉えることができるので、急激性、偶然性、外来性を満たしているものとする。一方、疾病起因免責条項の「疾病」の意味に海旅普約に規定する「疾病」の定義を機械的に当てはめるのではなく、嘔吐を起こした原因が高濃度のアルコールの大量摂取による嘔吐中枢の刺激であり、誤嚥の原因が急性アルコール中毒による意識状態の低下および気道反射機能の低下である点を見れば、これは、事故前から存在し事故発生の主たる原因となった内因性の身体の不調であるから、疾病によって生じた傷害と認めることができ、疾病起因免責条項により保険会社は免責されるものとする。なお、急性アルコール中毒自体に急激性、偶然性、外来性を認めるという主張に対しては、これに至る経過に外来性は認められるとしても、予見可能性、回避可能性の観点で急激性、偶然性を欠いており、急性アルコール中毒自体を急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害と見ることはできないのではないかとというのが筆者の見解である。

- 1) いずれの契約も保険法対応以前の約款が適用されており、重大な過失によって生じた傷害を免責とする規定はない。
 - 2) 現在Yのホームページで公開されている海外旅行保険普通保険約款を見ると、疾病の定義は「傷害以外の身体の障害をいう」とされており、判決文の「傷害以外の身体の傷害をいう」という記載と整合しない。判決文の記載内容では定義付けになっていないように思われる。
 - 3) 現行の海外旅行保険は、普通保険約款で基本的な事項のみを定め、保険金を支払う場合等の補償内容にかかわる項目は、それぞれの特約で定めるという約款構成を取っており(この約款構成は「プラットフォーム型」と呼ばれている)、本契約でも傷害死亡保険金支払特約で傷害保険普通保険約款に定めるような支払要件および免責事由(脳疾患、疾病、心神喪失によって生じた傷害等)を定めている。
 - 4) 山下丈「傷害保険における傷害概念(2・完)」民法雑誌75巻6号883頁、山下友信「保険法」454頁(2005年・有斐閣)、甘利公人=福田弥夫「ポイントレクチャー保険法」261頁(2011年・有斐閣)、江頭憲治郎・商取引法[第7版]525頁(2013年・弘文堂)等参照。
 - 5) 例えば、「傷害保険の理論と実務」安田火災海上保険株編148頁(昭和55年・海山堂)では、「脳疾患、疾病、心神喪失」の免責条項について、「被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害については、いずれも偶然性・外来性に欠けるために、免責となるものであり、念のための規定である」とされている。
 - 6) 潘阿憲「傷害保険契約における傷害事故の外来性の要件について」首都大学東京法学会編・法学会雑誌46巻2号209頁(2006年)等参照。
 - 7) 本最判に関する批評、検討は、杉野嘉彦・小林三世治「不慮の事故の『外来性』の検討」生命保険論集164号297頁(2008年)、榊素寛「傷害保険契約における事故の外来性の意義、因果関係および疾病の影響の立証責任」判例評論604号12頁(判時2036号158頁)、中村心「災害補償共済が『被共済者が急激かつ偶然な外来の事故で身体に傷害を受けたこと』を補償費の支払事由と定めている場合、補償費の支払を請求する者は、被共済者の傷害が同人の疾病を原因として生じたものではないことの主張立証責任を負うか」最高裁判所判例解説民事篇平成19年度(下)(財団法人法曹会)、竹濱修「災害共済における傷害事故の外来性につき主張立証すべき内容」私法判例リマックス37号111頁(2008年<下>)、山野嘉朗「災害補償共済における外来の事故の要件と主張立証責任」ジュリストNo.1354-121頁(2008年)、西嶋梅治「外来性要件の再検討」損害保険研究70巻2号1頁(2008年)、佐野誠「傷害保険における外来性問題」賠償科学No.39-26頁(2013年)、勝野義人「傷害保険における外来性の要件」保険学雑誌622号1頁(平成25年(2013年))等参照。
 - 8) 本最判に関する批評、検討は、甘利公人・保険毎日新聞2008.3.12号4頁、肥塚肇雄「<判例紹介>人身傷害補償特約と事故の外来性」民法雑誌138巻4・5号616頁(2008年)、加瀬幸喜「人身傷害補償保険と事故の外来性」法律のひろば62巻1号57頁(2009年)、前掲註6)の杉野嘉彦・小林三世治、榊素寛、竹濱修、山野嘉朗、西嶋梅治、佐野誠、勝野義人の各文献等参照。
 - 9) 前掲註7)の西嶋梅治の文献25頁では「疾病起因免責規定は確認的な規定ではなく、まさに保険者の保険金支払い拒否を是認するための決め手となる根拠規定であり…」と述べている。
 - 10) 前掲註7)の中村心の文献545~546頁。
 - 11) 本最判に関する批評、検討は、山下友信「傷害保険と事故の外来性の意義」金融・商事法務No.1419-1頁(2013年)、植草桂子「傷害保険の外来性要件」保険学雑誌621号173頁(平成25年(2013年))、土岐孝宏「吐物誤嚥と外来性」法学セミナーNo.704-113頁(2013年)、横田尚昌「傷害保険事故の外来性と急激性との関係」損害保険研究75巻2号37頁(2013年)、洲崎博史「吐物誤嚥事故と傷害保険における外来性要件」損害保険研究75巻4号109頁(2014年)、天野康弘「傷害保険において吐物の気管内流入による気道閉塞が外来の事故に該当するとされた事例」共済と保険通巻666号34頁(2013年)、山野嘉朗「嘔吐物誤嚥による窒息と事故の外来性」保険事例研究会レポート281号1頁(2014年)、潘阿憲「吐物誤嚥事故における外来性の要件」生命保険論集187号121頁(2014年)、木下孝治「傷害保険における『外来性』の意義」私法判例リマックス50号106頁(2015年)等参照。
 - 12) 前掲11)の山野嘉朗の文献では、本最判への評価の分類、分析を行い、①うつ病の罹患と嘔吐・誤嚥との相当因果関係を肯定する見解、②飲酒・薬物の服用と嘔吐・誤嚥との相当因果関係を肯定する見解(一審判決も基本的に同様のスタンスに立つと考えられる)、③飲酒・薬物の服用と嘔吐・誤嚥との相当因果関係を否定する見解、④外来性要件に「直接性」を加える見解(原審判決は基本的にこのような立場を採用している)、⑤吐物誤嚥は基本的に内因性のものであると評価する見解に分類している。
- また同じく、前掲註11)の洲崎博史の文献では、飲食物等(吐物も含む)の誤嚥により窒息が生じるというケースについて、外来性要件条項および疾病起因免責条項はいかに適用されるべきかという点で、次の三つの立場に分類してその内容を検討している。
- ①甲説: いったん胃の内容物となったものが嘔吐・誤嚥により窒息した場合は外来性を否定する立場、
 - ②乙説: 嚥下したものがのどや気道に詰まって窒息が生じた以上は、当該物が体外から直接摂取されたものであるか、いったん胃の内容物になったものが嘔吐により口腔内に戻ったものであるかを問わず、外来性を肯定する立場(最判平成25年4月16日判決のとる立場)、
 - ③丙説: 嘔吐から窒息までの経過を一体のものとして捉え、その経過が外部からの作用に

よって生じたものといえるかどうかにより外来性を判断する立場（うたた寝後の吐物誤嚥により窒息した事件の一番・神戸地判平成22年9月14日、本件中国ロケ事件の一番・東京地裁平成24年11月5日）がとる立場、洲崎教授はこの説を支持）。

いずれも示唆深い論考である。

- 13) 前掲註11)の山野嘉朗の文献9頁では本判決について「吐物誤嚥自体に外来性を認めるという解釈を採用すれば、保険金請求者はあくまでも外形的事実として吐物誤嚥による窒息死を証明すればよく、その原因が疾病であることについては、保険者が主張立証しなければならぬことになる。つまり、主張立証責任という局面においては、吐物誤嚥自体に外来性を認め、外来性が認められる以上は、保険者は抗弁事由として疾病起因性を争わざるを得ないというのが、最も簡明な解決なのではあるまいか。」と述べている。同感である。
- 14) 前掲註11)の山野嘉朗および天野康弘の文献では、「本判決は、口腔内から食道に至る空間を身体の外と解しているようである。」という趣旨のコメント及び疑問が呈されているが、本最判の判旨は誤嚥自体の外来性を認め、吐物であっても食物と同様と言っているに過ぎず、医学的な「消化管は身体の外と解している」という考え方に立ったとまでは言えないのではなかろうか。
- 15) 疾病保険における疾病の定義について、前掲註4)の山下友信の文献456頁では「疾病については、約款で定義があればそれによることになるが、疾病保険では傷害保険の傷害のような定義がないのが通例である。したがって、社会通念にしたがって解釈されることになるが、病気よりは広い意味であり（たとえば、老衰を直ちに病気とはいわないとしても疾病ではある）、身体の異常な状態のうち傷害を除いたものというのが実態に近いのではないかと思われる。」とされている。
- 16) 本判決の先行研究である白井正和「吐物誤嚥事故の外来性と疾病・心神喪失免責の適用」損害保険研究77巻1号295頁では、「老齢、体力低下、一時的な体調不良をもって疾病すなわち病気と評価できるかどうかは疑わしい。本判決が採用する疾病概念の解釈によれば、老齢による体力低下、一時的な体調不良は通常は疾病に該当するため、保険金は支払われないことになる。」と指摘する。
- 17) 最判平成19年5月29日（判夕1255号183頁）は、夜間高速道路において自動車を運転中に自損事故を起こし、車外に避難した運転者が後続車に後轢されて死亡したことが、自家用自動車保険契約約款の搭乗者傷害条項における死亡保険金の支払事由に該当するとされた例である。これは原因事故と運転者の死亡との間の相当因果関係を認めた事例である。

本判決で見た場合、高濃度のアルコールの多量摂取により急性アルコール中毒を起こしたことに急激性、偶然性、外来性を認めるのであれば、これを原因として脳中枢の麻痺による呼吸停止ないし心拍機能の停止に至った場合には急性アルコール中毒と死亡との相当因果関係が問題になるわけで、この見解をとるのであれば、死亡原因についての突っ込んだ事実認定が必要であったのではないか。

- 18) 亡Aの死亡については労災の認定においても争いになり、東京地判平成26年3月19日（労働保険ジャーナル27号19頁、LEX25503297）で業務上災害と認定されている。判旨の中では、「中国人参加者の気分を害さぬため、大量の飲酒を断れなかったことなど、業務の遂行に必要な不可欠なものであり…ロケに内在する危険性が発現したもの…」と判断されている。
- 19) 前掲註16)の白井正和の文献300頁では「傷害保険における疾病起因免責条項をめぐることは、依然として困難な解釈問題が残されていると言わざるを得ないだろう。」と指摘している。
- 20) 既存疾病と傷害との因果関係をめぐる訴訟に関する検討としては、潘阿憲「傷害保険における疾病免責が否定された事例」損害保険研究5巻2号233頁、深澤泰弘「浴槽内での溺死における傷害保険契約等の保険金等請求に対して、いわゆる疾病免責条項の適用を認め請求を棄却した事例」損害保険研究76巻2号311頁等がある。
- 21) 請求原因説の立場での論考であるが、南出生行「保険事故の外来性と疾病」安田火災ほうむNo.45、4頁（1998年）では、「このように、相当因果関係の有無の判断において被保険者の身体的事情をどこまで考慮に入れるかが問題である。思うに、疾病等が原因となった場合を約款において免責事項として規定したのは、あくまで例示的あるいは注意的な趣旨であると見るべきであるが…逆に言えば被保険者の身体的な事情であってもそれが疾病と言える程度でなければ免責にはならないものと解釈する趣旨にも理解できるのではないか。実際に、疾病とは言えないような体質等の身体的事情をも被保険者に特有の事情として捨象してしまうというのでは相当因果関係の判断基準としては厳しすぎ、保険の目的にも反する結果となるので相当とは言えない。因果関係の判断においては、疾病・疾患というに至らない程度の体質的なものは考慮に入れてよいと考える。」と述べている。
- 22) 前掲註7)の杉野嘉彦・小林三世治の文献297頁。